

Covid-19 対策としての 2021 年度の法人税・VAT 減税制度について

2021年12月23日

I-GLOCAL CO., LTD

Ngo Hong Nhung

はじめに

2021年10月27日、コロナ禍で影響を受けている企業への支援策として、ベトナム政府は2021年度のCovid-19 救済措置にかかる国会決議 Resolution 406/NQ-UBTVQH15 号(以下「決議 406」)の詳細施行ガイダンスとなる政令 Decree 92/2021/ND-CP 号(以下「政令 92」)を発行した。政令 92 は、決議 406 の発効日(2021年10月19日)に遡って発効する。

本稿では、政令 92 に規定されている法人税および VAT 減税の適用対象、適用期間および手続きについてまとめる。

1. 法人税(CIT)の減税

1.1 CIT 減税の内容および適用対象企業

以下の「2. 適用要件等」を満たす企業の2021年度の法人税を30%減額する。

政令 92 によれば、法人税減税の適用対象は、ベトナム法人税法の規定に基づき事業活動を行っており、かつ課税所得のある企業である。対象企業には、ベトナムの法律に基づき設立された外資系企業等も含まれる。

1.2. 適用要件等

1)2021年度の売上高が2,000億ドンを超えておらず、かつ2019年度と比べて売上高が減少していること。

2020年度・2021年度に新規設立された企業または吸収合併された企業については、2021年度の売上高が2019年度と比べて売上高が減少したという要件は適用されず、売上高が2,000億ドンを超えていなければ減税が適用される。

2)減税対象となる期間は2021年度の暦年である。ただし、決算月が12月ではない場合、2021年中に開始する事業年度が対象となる。例えば3月決算の場合、減税対象となる期間は2021年4月～2022年3月となる。

3)2,000億ドン未満かどうかの判定に用いる売上高には、国からの補助金等を含む商品販売、加工、サービス提供等の事業活動による売上高のすべてが含まれる。ただし、売上割引等の売上控除、財務収益、その他収益は含まれない。なお、政令 92 において規定は明確にされていないが、会計上の売上高に従うと解釈される。

4)2021年度中に新規設立された企業や、買収合併・清算・所有形態変更等を行った企業で、事業活動月数が12カ月未満の場合、年間売上高を事業活動月数で割り、12を乗じて算出した金額を判定に用いる。事業活動月数の計算にあたっては、1カ月未満の月は1カ月に切り上げられる。



I-GLOCAL
incubate the next

例: 2021年5月15日に設立され、5月より活動開始した企業で決算月が12月の場合、2,000億ドン未満の判定に用いる売上高は次のとおり算出される。

$$\text{判定に用いる売上高} = 2021 \text{ 年度の売上高 (5 \sim 12 \text{ 月})} \div 8 \text{ カ月 (事業活動月数)} \times 12$$

2020年の第4四半期(10~12月)に設立され、設立初年度の会計期間が12カ月を超える場合、および買収合併・清算・所有形態変更等により、最終事業年度の活動月数が12カ月を超えて2022年1~3月にまたがる場合は、判定に用いる売上高は2021年度の12カ月分の売上高のみとなる。また、所定の計算に基づく12カ月分の法人税相当額が減税の計算対象となる。この場合の法人税減額の算出方法については政令92において詳しく言及されていないものの、「設立初年度または最終事業年度の法人税額÷事業活動月数×12×30%」で算出されると解釈されている。

例: 2020年10月に設立された企業で決算月が12月の場合、設立初年度は2020年10月~2021年12月となる。その場合、判定に用いる売上高および法人税の減額は次のとおり算出される。

$$\text{判定に用いる売上高} = 2021 \text{ 年度の売上高 (2020 年 10 月} \sim 2021 \text{ 年 12 月)} \div 15 \text{ カ月 (事業活動月数)} \times 12$$

$$\text{法人税の減額} = 2020 \text{ 年 10 月} \sim 2021 \text{ 年 12 月の法人税} \div 15 \text{ カ月} \times 12 \times 30\%$$

5) 従属支店、営業所を持つ企業の場合、判定に用いる売上高は従属支店、営業所の売上を含む年次連結財務諸表に表示されている売上高となる。独立支店の場合は、別々に判断されると解釈されている。

6) 減額となる2021年度の法人税は、各種優遇税制適用後(ある場合)の税額である。

1.3. 法人税 30%減額の申告について

(1) 企業は税務局への事前の届け出等を行う必要はなく、自身で減税金額を算出・適用する。四半期ごとの法人税予定納税においては、2021年度の年間売上高を予測し、予測売上高ベースで減税対象となるかを判定する。

法人税の確定申告時に確定減額を確認し、通達 Circular 80/2021/TT-BTC 号の付録のフォーマットにて申告する。

(2) 将来の税務調査において、法人税 30%減税の適用対象外であったこと、あるいは納付済みの法人税額が正しい税額を下回っていることが発覚した場合は、追徴課税のほか加算税や延滞税も科される。

2. 付加価値税(VAT)の減税

2.1. VAT 減税の内容および適用対象企業

以下のサービス事業者に対して2021年11月~12月のVATを30%減額する。

(1) 運送、宿泊、飲食、旅行代理店、ツアーオペレーターおよびツアーの広告・企画



I-GLOCAL
incubate the next

(2) 出版、映画、テレビ番組制作、作曲・芸術・エンターテインメント、図書館・博物館、スポーツ活動・娯楽活動

適用対象となるサービスの詳細は、政令 92 の付録 1 にて規定されている。適用対象企業および対象サービスから発生した 2021 年 11 月 1 日から 2021 年 12 月 31 日までの VAT を減額する。

VAT の申告方式には、控除方式 1 と直接方式 2 の 2 つがあり、申告方式によって減額算出方法が異なる。控除方式を適用している企業の場合、サービス事業者が発行するアウトプット VAT に対して 30% 減額される。直接方式を適用している自営業の場合は、みなし付加価値税率に対して 30% 減額される。本稿は、控除方式を適用している企業のケースのみに絞って、VAT30% 減税の適用および申告について、以下の「2. VAT30% 減税の適用および申告について」で説明する。

2.2. VAT30% 減税の適用および申告について

(1) 今回の VAT 減税制度は、宿泊・飲食・旅行等のサービス事業者が発行するアウトプット VAT が 30% 減額されるものである。サービス事業者は、そのサービスを購入する消費者に対して VAT インボイス(アウトプット VAT)を発行する際、30% 減税を適用し、VAT 税率の行に「標準税率(5%または 10%) × 70%」と記載し、インボイスを発行する。例えば運送サービスの場合は VAT が 10% なので、運送会社は VAT インボイス発行時に VAT 税率の行に 10% × 70% と記載する。

実質的にサービス事業者にとってインプット VAT と相殺できるアウトプット VAT が少なくなるため、ベネフィットを得るのはサービス事業者からサービスを購入する消費者となる。ただし、コロナ禍でダメージを受けている業種に対して減税措置を適用することによって、10 月からの社会隔離緩和後の消費者の需要喚起に繋がると期待されていることが背景にあるだろうと考えられる。

(2) なお、複数のサービスの提供や商品の販売を行っている企業の場合、VAT 減税対象の品目ごとに別の VAT インボイスを発行する必要があるとも案内されている。また、減税前の VAT 税率で誤って VAT インボイスを発行し、既に申告を行った場合、修正 VAT インボイスを発行するとともに、修正議事録を作成する必要がある。

終わりに

以上が 2021 年度の法人税および VAT の減額制度のまとめである。適用要件、適用期間や手続きについての正確な理解と活用の一助となれば幸いである。

<https://www.i-glocal.com/>

本レポートに関するお問い合わせはこちらまで: info@i-glocal.com